

情報提供

那医発第 204 号
令和 8 年 6 月 18 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

副 会 長 喜納 美津男



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「電子的診療報酬連携体制整備加算における地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579)

記

冲医発第 417 号

令和 8 年 6 月 9 日

地区医師会情報システム担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 富名腰 亮

(公印省略)

電子的診療情報連携体制整備加算における 地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会よりみだしの件について、別紙のとおり通知があります。

本件は、令和 8 年度診療報酬改定において新設された「電子的診療情報連携体制整備加算」に関し、地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準についての連絡となります。

同加算は、電子処方箋、電子カルテ及び診療情報共有体制等の整備状況に応じて算定できる加算であり、地域医療情報連携ネットワークに参加し、診療情報を共有又は閲覧できる体制を有している場合には、施設基準を満たすことができるものとされております。

本会が運営している「おきなわ津梁ネットワーク」においては、施設基準として示されている参加医療機関数、診療情報を開示する病院数及び登録患者数等の要件を満たしており、参加医療機関におかれましては、当該加算の届出をご検討いただけるものと認識しております。

詳細につきましては、別添資料をご確認頂き、ご不明な点等がございましたら、本会事務局までお問合せください。

つきましては、本件についてご了知いただくとともに、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

記

- 電子的診療情報連携体制整備加算における地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について (令和 8 年 6 月 1 日 日医発第 420 号(情シ)(保険))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp



2

日医発第 420 号 (情シ) (保険)
令和 8 年 6 月 1 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

電子的診療情報連携体制整備加算における
地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 8 年度診療報酬改定において、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設されました。

本加算の取得には、医療機関の届出が必要となり、取得するための施設基準の一つとして、地域医療連携ネットワークに参加し診療情報を共有又は閲覧できることが示されております。条件に合致した場合に、より高い点数の加算が取得できるものです。

同加算の内容については、日医発第 361 号 (保険) 「電子的診療情報連携体制整備加算」の届出について (令和 8 年 5 月 20 日発出) にて、お知らせしたところですが、日本医師会からも地域医療情報連携ネットワーク運営主体に対し、自ネットワークの状況の確認、該当している場合に参加医療機関への周知を依頼する文書を送付いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、必要に応じて、貴会管下の郡市区等医師会への周知、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・地連ネットワーク運営主体向け文書 日医発第 373 号 (情シ) (保険) 電子的診療情報連携体制整備加算における地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について

日医発第 373 号（情シ）（保険）
令和 8 年 6 月 1 日

地域医療情報連携ネットワーク
運営主体 各位

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

電子的診療情報連携体制整備加算における
地域医療情報連携ネットワークに関連する施設基準について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
令和 8 年度診療報酬改定において、「電子的診療情報連携体制整備加算」が新設されました。

本加算の取得には、医療機関の届出が必要となり、取得するための施設基準の一つとして、地域医療連携ネットワークに参加し診療情報を共有又は閲覧できることが示されております。条件に合致した場合に、より高い点数の加算が取得できるものです。

加算が取得できる地域医療情報連携ネットワークの基準として、下記が示されております。

- (イ) 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が 10 以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が 2 以上であること。
- (ロ) 登録患者数が 1,000 人以上であること又は新規登録患者数が年間 100 人以上であること。
- (ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

また、加算取得のための届出において、「ネットワーク名」「運営事務局名」「事務局所在地」「登録患者数」「年間新規登録患者数」「年間新規登録患者数開始年月（和暦記載）」「年間新規登録患者数終了年月（和暦記載）」「運営主体によるウェブサイトでの公表」の記載が必要になります。

地域医療情報連携ネットワークの運営主体におかれましては、内容をご了知いただき、貴ネットワークが条件に合致しているかご確認お願いいたします。その結果、合致していることが確認いただけましたら、

- ・同施設基準に合致している旨
- ・貴ネットワーク参加医療機関が届出書類に記載すべき内容を周知するなど、参加医療機関が加算を取得できるようにご高配賜りますようお願い申し上げます。

また、今回を契機に、隣接する地域とのネットワークの連携や広域化につきましてもご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

以上

【別添資料】 ・電子的診療情報連携体制整備加算関連資料

電子的診療情報連携整備加算の新設

- 医療DX関連施策の進捗状況を踏まえ、普及した関連サービスの活用を基本としつつ、更なる関連サービスの活用による質の高い医療の提供を評価する観点から、医療情報取得加算及び医療DX推進体制整備加算の評価を見直す。

現行

【医療DX推進体制整備加算】 (廃止)

- 初診時 (月に1回) (医科)
- ・ 医療DX推進体制整備加算 1 12点
 - ・ 医療DX推進体制整備加算 2 11点
 - ・ 医療DX推進体制整備加算 3 10点
 - ・ 医療DX推進体制整備加算 4 10点
 - ・ 医療DX推進体制整備加算 5 9点
 - ・ 医療DX推進体制整備加算 6 8点

【医療情報取得加算】 (廃止)

- 初診時
- ・ 医療情報取得加算 1点
- 再診時 (3月に1回に限り算定)
- ・ 医療情報取得加算 1点

【明細書発行体制加算】

- (再診料に加算) 1点

※電子的診療情報連携整備加算の届出医療機関は算定不可

改定後

【電子的診療情報連携体制整備加算】 (新設)

- 初診時 (月に1回)
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 15点
 - ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 9点
 - ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 3 4点

再診時 (月に1回)

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2点

入院基本料等加算

- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 1 (入院初日) 160点
- ・ 電子的診療情報連携体制整備加算 2 (入院初日) 80点

電子的診療情報連携体制整備加算(施設基準)

加算1, 2, 3 共通

加算3 (4点)

- ・オンライン請求
- ・オンライン資格確認
- ・マイナ保険証利用率
(30%以上)
- ・明細書発行

- (4) オンライン資格確認で取得した診療情報を見
覧・活用する体制
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者
からの健康管理に係る相談に応じる体制
- (7) DX推進体制等の院内掲示及びウェブサイト
への掲載

加算2 (9点)
どれか1つ

電子処方箋

または

- 診療情報の共有
- ・共有サービス
- ・地連ネット
ワーク

または

電子カルテ
(要件あり)

加算1 (15点)
3つ全て

電子処方箋 + 診療情報共有 + 電子カルテ

電子的診療情報連携体制整備加算

- 電子的診療情報連携体制整備加算3（初診時・月1回）4点
 - **ほとんどの医療機関で算定可能**であるので、是非、届出を検討いただきたい。
- 電子的診療情報連携体制整備加算2（初診時・月1回）9点
 - 加算3の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」または「地域医療連携ネットワーク」の**どちらかの要件を満たせば**、届出が可能である。
- 電子的診療情報連携体制整備加算1（初診時・月1回）15点
 - 加算3の要件に加え、「電子処方箋を発行する体制」、「電子カルテを有する」、「地域医療連携ネットワーク」の**すべての要件を満たせば**、届出可能である。
- 電子的診療情報連携体制整備加算は、**（再診時・月1回）2点の算定が可能**となるが、届出医療機関は、**明細書発行体制加算1点（再診時・月1回）**の算定が**不可**となる。

「電子処方箋を発行する体制」

【院外処方を行う場合】

- 原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指す

【院内処方を行う場合】

- 原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す

「電子カルテを有する」

- 次のアからウのすべてを満たす電子カルテを有していること。
 - ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制であること。
 - イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ※ **電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。**
 - ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
 - ※ **地域医療連携ネットワークの要件を満たす場合には、要件を満たしているものとみなす。**
 - ※ **上記に限らず、経過措置により、当面の間は「ウ」の要件を満たしているものとみなす。**

- 又はイを満たす
 - エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。
 - ※ **現在、「厚生労働省が認証する電子カルテ製品」は公表されていない。**

「診療情報の共有」

○ アを満たす又はイ及びウを満たすこと。

ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

イ 地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークであって、以下の(イ)から(ハ)の全てを満たすものを活用する体制を有していること。

(イ) 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。

(ロ) 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。

(ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

ウ 以下の(イ)及び(ロ)を満たすこと。

(イ) 診療情報提供料(Ⅰ)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。

(ロ) 当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

届出注意事項

<p>3. 電子処方箋に係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 「電子処方箋管理サービス」の運用について「に基づく電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制が整備されている」</p> <p><input type="checkbox"/> 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した体制が整備されている</p> <p><input type="checkbox"/> 電子処方箋サービスとの稼働を有している</p> <p><input type="checkbox"/> 電子カルテ情報共有サービスとの稼働インターフェースを有している</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 厚生労働省が認証する電子カルテ製品である</p>
<p>4. 電子カルテに係る要件 (該当するすべての□に「✓」を記入すること。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている</p>
<p>5. 電子カルテ情報共有サービス等に係る要件</p>	
<p>ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービス (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)</p>	<p><input type="checkbox"/> 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制が整備されている</p>
<p>イ 地域の複数の医療機関で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できる ネットワーク名 ネットワークを運営する事務局名 ネットワークを運営する事務局所在地 登録患者数 年間新規登録患者数 年間新規登録患者数 開始年月(和暦で記載すること) 年間新規登録患者数 終了年月(和暦で記載すること) ネットワークの運営主体による連携医療機関及び登録患者数のウェブサイトでの公表</p>	<p>〇〇〇〇ネットワーク</p> <p>〇〇〇〇ネットワーク協議会事務局</p> <p>〇〇県△△市□□□□</p> <p>46,000</p> <p>3,000</p> <p>令和7年4月</p> <p>令和8年3月</p> <p>有・無</p>
<p>ウ 診療情報提供料(1)の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準の届出</p>	<p>有・無</p>
<p>エ ネットワークに係る揭示事項 (該当する場合、□に「✓」を記入すること。)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ネットワークへの参加及び共有実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に揭示している</p>

現時点では、チェックができません。

現時点では、チェックができません。

「イ」の記載に際しては、
ネットワーク運営から
公表されている情報を
確認のうえ、記載ください。

電子的診療情報連携体制整備加算の新設

〔施設基準（電子的診療情報連携体制整備加算1）〕

- (1) 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っていること。
- (2) 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無償で交付していること。また、その旨の院内掲示を行っていること。
- (3) 健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認を行う体制を有していること。なお、オンライン資格確認の導入に際しては、医療機関等向けポータルサイトにおいて、運用開始日の登録を行うこと。
- (4) 電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率が、**30%以上**であること。
- (5) (4) について、電子的診療情報連携体制整備加算を算定する月の3月前のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率に代えて、その前月又は前々月のレセプト件数ベースマイナ保険証利用率を用いることができる。
- (6) マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制を有していること。
- (7) 次に掲げる事項について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
 - ア 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している保険医療機関であること。
 - イ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる保険医療機関であること。
 - ウ 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者に無料で交付していること。
- (8) (7) の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。

- (9) **電子処方箋**を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有していること。
 (10) 以下の**アからウの全て又はエを満たす電子カルテ**を有していること。

- ア 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（以下単に「安全管理ガイドライン」という。）に準拠した体制であること。
- イ 電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。
- ウ 電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。
- エ 厚生労働省が認証する電子カルテ製品であること。

- (11) **アを満たす又はイ及びウを満たす**こと。

- ア 国等が提供する電子カルテ情報共有サービスにより取得される診療情報等を活用する体制を有していること。

- イ **地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワーク**であって、以下の**(イ)**から**(ハ)**の**全てを満たすもの**を活用する体制を有していること。

- (イ) 当該ネットワークに参加している保険医療機関の数が10以上であり、そのうち診療情報を開示している病院の数が2以上であること。
- (ロ) 登録患者数が1,000人以上であること又は新規登録患者数が年間100人以上であること。
- (ハ) 当該ネットワークの運営主体が連携している医療機関名及び登録患者数をウェブサイトで公表していること。

- ウ 以下の**(イ)**及び**(ロ)**を**満たす**こと。

- (イ) 診療情報提供料（I）の検査・画像情報提供加算又は電子的診療情報評価料の施設基準を届け出ていること。
- (ロ) 当該ネットワークに参加していること及び実際に患者の情報を共有している実績のある保険医療機関の名称について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

電子的診療情報連携体制整備加算1	(1)～(11)の 全て
電子的診療情報連携体制整備加算2	(1)～(8)の 全て かつ (9)～(11)の いずれか
電子的診療情報連携体制整備加算3	(1)～(8)の 全て

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 令和8年5月31日において現に医療DX推進体制整備加算及び診療録管理体制加算の施設基準を届け出ている保険医療機関が、同年6月1日以降に電子的診療情報連携体制整備加算を算定する場合は、改めて届出を行う必要があるか。

答 改めて届出を行う必要がある。

(令和8年3月23日 疑義解釈その1 問3)

問 「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、再診を行った場合について、算定できるか。また、「A001」再診料の注19 及び「A002」外来診療料の注10 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定した月に、他の疾患で初診を行った場合について、「A000」初診料の注16 に規定する電子的診療情報連携体制整備加算を算定できるか。

答 いずれも算定不可。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問4)

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 電子処方箋を発行する体制又は調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制とは具体的にどのような体制を指すか。

答 院外処方を行う場合には、原則として、電子処方箋を発行し、又は引換番号が印字された紙の処方箋を発行し処方情報の登録を行っていることを指し、院内処方を行う場合には、原則として、医療機関内で調剤した薬剤の情報を電子処方箋管理サービスに登録を行っていることを指す。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問1)

問 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子処方箋管理サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答 電子処方箋の運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子処方箋対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトから運用開始日入力を行うこと。

(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問2)

電子的診療情報連携体制整備加算に関する疑義解釈

問 電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準について、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とあるが、具体的には何を指すか。

答 電子カルテ情報共有サービスの運用開始日が登録され、厚生労働省ウェブサイトにおいて電子カルテ情報共有サービス対応施設として公表されている状態を指す。なお、運用開始日の登録に際しては、医療機関等向け総合ポータルサイトに表示されている方法で入力を行うこと。

※ 現在、ポータルサイトでの入力機能及び厚生労働省ウェブサイトにおける公表ページは準備中のため、準備が整い次第、詳細については両サイトでは公表予定。

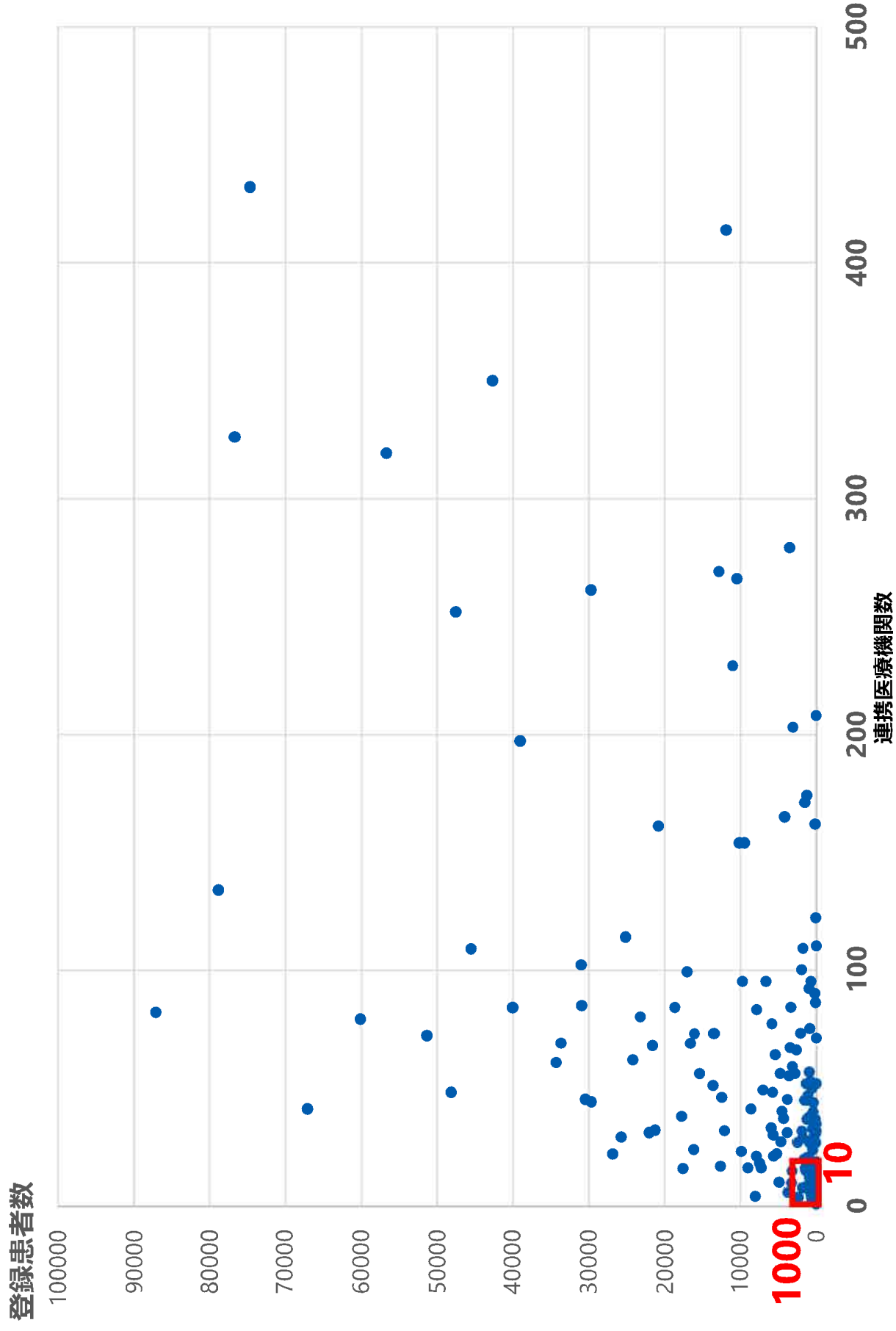
(令和8年4月21日 疑義解釈その4 問3)

問 「A000」電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準において、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」とされているが、地域の複数の医療機関間で検査結果や画像情報等を含む診療情報を共有又は閲覧できるネットワークに係る要件を満たす場合について、どのように考えればよいか。

答 電子的診療情報連携体制整備加算1に関する施設基準のうち、(11)のイ及びウ※を満たす場合には、「電子カルテ情報共有サービスとの接続インターフェースを有していること。」を満たすものとみなす。

(令和8年4月1日 疑義解釈その2 問1)

地連NWの連携医療機関数・登録患者数



検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報提供料
の施設基準に係る届出書添付書類

1	届出を行う点数	検査・画像情報提供加算 (該当するものを○で囲むこと)	電子的診療情報提供料
2	診療情報提供書の送付・装置	イ) 電子的な方法による送受を実施する ロ) 電子的な方法による送受を実施しない	
3	HIPAAを有する医師及び歯科医師数(人)	人	※2がロ)の場合は記入不要
4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関・国際許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを○で囲むこと)	
5	ネットワーク名	以下に5つの医療機関名を記載。ネットワーク内の医療機関数が5つに満たない場合は、所属する全医療機関名を記載する。	
6	ネットワークに所属する医療機関名	イ) ロ) ハ) ニ) ホ)	
7	ネットワークを運営する要務員	事務担当者 専務局所在地	
8	安全な情報保護の確保方法	チャネル・セキュリティ オブジェクト・セキュリティ 有・無	
9	個人単位の情報閲覧権限の管理体制	(該当するものを○で囲むこと) 有・無	
10	ストレージ	(「有」の場合) 原年労働者情報提供 に基づくストレージ機能 有・無	(該当するものを○で囲むこと)

※1ロ) 原年労働者を含める医療従事者数とは、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワーク
Public Key Infrastructure
※ネットワーク 等の医療機関等と連携し、患者の医療情報に関する電子的な送受信が可能なネットワーク

【取組上の注意】
条の8は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(平成25年10月)の「付録と
個人情報を含む医療情報を含む情報の安全管理」に規定するチャネル・セキュリティ及びオブジェクト・
セキュリティについて、保健医療圏内での十分な取組を確保しているかを開示する。
※ チャネル・セキュリティ：暗号化、IPsec、Phase-1、Phase-2 等
※ オブジェクト・セキュリティ：ACL、NFS 等

4	検査結果・画像情報等の電子的な送受信・共有の方法	イ) 電子的な診療情報提供書に添付して送受信 ロ) 検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ他医療機関に閲覧許可 ハ) 他医療機関の検査結果・画像情報等を、ネットワークを通じ閲覧 (実施するものを○で囲むこと)
5	ネットワーク名	